

平成31年第4回教育委員会定例会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会 会 議 録

平成31年4月22日 開会

平成31年4月22日 閉会

新 十 津 川 町 教 育 委 員 会

平成31年第4回教育委員会定例会

平成31年4月22日（月）

午後4時00分 開会

○ 議事日程

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 行事報告

4 報告事項

報告第16号 平成31年度町内小中学校在籍児童生徒数（平成31年4月分）について

報告第17号 平成30年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について

報告第18号 平成31年度新十津川町新規奨学生を選定について

報告第19号 平成31年度新十津川町立学校主任等の命免について

報告第20号 新十津川町立学校メール連絡網実施基準（案）について

報告第21号 臨時代理の報告について（元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定に同意すること）

5 議案審議

議案第3号 新十津川町社会教育委員の委嘱について

議案第4号 元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について

議案第5号 新十津川町立学校職員研修費用負担金交付規程の一部改正について

議案第6号 新十津川町長賞授与要綱の一部改正について

6 その他

7 閉会

○ 出席者（5名）

久保田 純 史

新 田 右 子

荒 山 直 人

近 藤 陽 介

松 倉 寿 人

○ 欠席者（0名）

○ 職務のため出席した者の氏名

事務局長	中 畑	晃
主幹	富 田	豊
学校教育グループ長	西 村	幸 真

○ 開会及び開議の宣告

◎久保田教育長

ただいまより、平成31年第4回教育委員会定例会を開会いたします。

○ 議事日程の報告

◎久保田教育長

本日の日程は、お手元に配布しております議事日程により順を追って進めてまいります。

○ 会議録署名委員の指名

◎久保田教育長

日程第2、会議録署名委員の指名を行います。本日の会議録署名委員の指名につきましては、新田、荒山両委員を指名いたします。

○ 諸般の報告

◎久保田教育長

続きまして、日程第3、行事報告を議題といたします。事務局より報告願います。

◎中畑事務局長

それでは、行事報告につきましては、富田主幹からご報告申し上げます。

◎富田主幹

それでは、お手元に配付の行事報告書をご覧ください。3月27日から4月22日までの行事をまとめておりますのでご説明申し上げます。まず3月27日、新十津川町体育協会の表彰式ですね、ゆめりあで体育協会の表彰式が行われております。教育委員会からは久保田教育長が出席してございます。本年度は団体奨励賞ということで、第39回の北海道中学校剣道大会男子の部で優勝により全国大会に出場されベスト16、また女子団体におきましても同大会におきまして3位の好成績を収め、新十津川中学校剣道部の男女がそれぞれ表彰されております。4月2日、新十津川小学校、中学校の新任職員の辞令交付式が行われております。委員の皆さんにも出席いただきましたが、今年度は日程の関係から歓迎の集いに代え各学校において教育長から辞令を交付しております。4月5日、小学校と中学校の入学式。委員の皆さんにもこちらも出席いただきましたが、入学者に

つきましては、小学校につきましては昨年より1人減りまして44人の入学、中学校1年生におきましては、昨年より4人増えまして59人の入学がありました。報告書には記載ありませんけれども、4月6日、町子ども会育成者連絡協議会の総会が行われております。改善センターで開催され、平成30年度の事業報告、31年度の事業計画が審議され、役員改選も行われております。会長には橋本区子ども会の西野希さん、副会長には菊水区子ども会の岩田考さん、事務局長には青葉区子ども会の村上和徳さんがそれぞれ選出されております。4月8日、新十津川農業高校の入学式。こちらにつきましても委員の皆さんに出席いただきましたが、新1年生、昨年より11人増えまして36人、うち新十津川中学校出身者も7名増えまして9人入学しております。4月20日、小学校の授業参観日。4月21日、昨日ですけれども、新十津川中学校の授業公開研究会ということで、両日とも久保田教育長が出席しております。以上、行事報告とさせていただきます。

◎久保田教育長

行事報告の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、行事報告を報告済みといたします。続きまして、日程第4、報告事項を議題といたします。報告第16号平成31年度町内小中学校在籍児童生徒数(平成31年4月分)について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書の3ページをお開き願います。表をご覧ください。小学校では前年度の3月に59人が卒業したのに対しまして、新年度4月に44人が入学いたしました。卒業、入学による増減は、15人の減となりました。また、進級時に増減があったのは第3学年のみで、第3学年は進級前の56人から1人増で57人となりました。したがって、小学校の在籍児童数は299人で前月と比較し14人の減となりました。在籍児童数のうち特別支援学級の児童数は3人増で13人となりました。次に中学校では3月に62人が卒業したのに対し、4月に59人が入学いたしました。卒業、入学による増減は3人の減でございます。また進級時に増減があったのは第2学年のみで、第2学年は進級前の56人から1人減で55人となりました。よって中学校の在籍生徒数は162人でございまして、前月と比較し4人の減となりました。在籍生徒数のうち特別支援学級の生徒数は4人減で3人となりました。小中合わせまして461人で、前年度3月に比べ18人の減となったところでございます。特別支援学級につきましては内数で16人となり1人減となっております。以上、報告第16号の説明とさせていただきます。よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第16号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第16号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第16号平成31年度町内小中学校在籍児童生徒数(平成31年4月分)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第17号平成30年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書の5ページをお開き願います。1申請世帯数及び児童生徒数、1世帯1人で小学生でございます。2認定状況でございますが、準要保護世帯に該当するものとして認定してございます。3認定開始日は、平成31年3月1日でございます。なお、この件につきましては、就学援助費の受給認定申請を受付けたのが3月29日であったため、今回の定例会での報告となります。詳細につきましては、別紙のとおりといたしまして次ページをご覧ください。保護者住所氏名、勤務先、世帯構成についてはご覧のとおりでございます。需要額に対する所得額の倍率はでございます、基準の1.3未満であるため準要保護世帯として判定を可といたしました。なお、この内容資料につきましては重要な個人情報でございますので、漏洩のなきよう慎重な取り扱いをお願いいたします。以上、報告第17号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第17号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第17号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第17号平成30年度新十津川町児童生徒就学援助費受給者の認定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第18号平成31年度新十津川町新規奨学生の選定について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書7ページをお開き願います。1新規奨学生の人数は7人でございます。2新規奨学生の住所、氏名等につきましては、ご覧のとおりでございます。3奨学金等内訳、別紙のとおりといたしまして次項に掲載しておりますので8ページをお開き願います。表の内容を申し上げます。本年度の貸付額は4,600,000円でございます、前年度と比較しますと件数は同じですが入学金の貸付が多かったために昨年度と比較し

ますと430,000円ほど増となっております。また、貸付総額で見ますと10,120,000円でございます。前年度に比べてこちらのほうは530,000円の減となっております。なお、貸付にあたっての審査項目は、成績、世帯の所得状況、健康状態及び人物所見でございます。いずれも3月まで在学していた学校の学校長からの推薦書などにより問題がないことを確認してございます。以上、報告第18号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第18号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第18号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第18号平成31年度新十津川町新規奨学生の選定については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第19号平成31年度新十津川町立学校主任等の命免について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書11ページをお開き願います。別紙のとおりといたしまして12ページをご覧ください。1としまして新十津川小学校でございますが、任命年月日は4月3日、免除年月日は平成31年の3月31日でございます。新任についてのみ申し上げます。教務主任に松岡教諭、学年主任には、上から順に1年生が金澤教諭、2年生辰口教諭、3年奥山教諭、4年森川教諭、5年土山教諭、6年熊谷教諭でございます。保健主事は加納養護教諭、司書教諭は有田教諭でございます。前任者の氏名はそれぞれ右欄掲載のとおりでございます。次に中学校でございますが、任命年月日は小学校と同じく4月3日、免除年月日は3月31日でございます。教務主任に桑島教諭、学年主任には上から順に1年庄司教諭、2年武田教諭、3年谷島教諭でございます。生徒指導主事、小野教諭、進路指導主事、亀谷教諭、保健主事、廣瀬養護教諭でございます。前任者の氏名はそれぞれ右欄記載のとおりでございます。以上、報告第19号の内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第19号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第19号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第19号平成31年度新十津川町立学校主任等の命免については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第20号新十津川町立学校メール連絡網実施基準(案)について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書の13ページをお開き願います。内容、別紙といたしまして、14ページをお開き願います。このメール連絡網につきましては、昨年12月、冬休み前から運用を開始したところでございます。このメール網を効果的に活用するためこれまでの間、具体的な運用基準を設けずに試行的に行ってきたところですが、配信内容や運営体制が固まりましたので実施基準を明文化するものでございます。それでは、各条の趣旨についてご説明を申し上げます。第1条は目的としてございます。児童生徒の保護者等に学校の情報をメールによる配信を行い、迅速に、かつ的確に情報を共有することを目的としてございます。第2条、利用システムは、有限会社オムニシステムのマ・メールを利用するとして、これは町の防災無線、メール、職員向けのメールについても同じ会社でございます。第3条、配信内容でございますが、学校から保護者への配信内容といたしまして、7項目設定してございます。(1)は気象状況等による臨時休校や登下校時刻の変更の緊急連絡、第2号として不審者情報や児童生徒の安全に関する緊急連絡、第3号としてインフルエンザなど学校伝染病等による学級閉鎖等の緊急連絡、4号としてスクールバスの運行情報、第5号として学校行事等に関する情報、第6号としてこのシステム等に関する、システムに関する情報、第7号としてその他、校長が必要と認める情報としてございます。第4条、運用体制でございますが、システムの運用については、学校長が責任者となり教頭が管理者となって、なる旨の規程を設けてございます。第5条、利用者でございますが、利用者の登録は原則1世帯1登録とし、次の者が登録できるとしております。兄弟がいる場合にも1世帯ということで限定させていただいております。1号が町立学校の児童生徒の保護者及び保護者に準ずる者ということにしております。2号として学校職員等としております。第6条、システム費用でございますが、メール配信システムの費用は町負担としてございます。ただし、利用者が使用するための携帯電話等の端末機器については自らの費用と責任で用意し、その通信等に係る費用は利用者負担とするということでございます。第7条、利用期間は、保護者等については児童生徒の入学から卒業までの期間とし、学校職員は業務担当している期間ということでございます。附則といたしましてこの基準は公布の日から施行するとしてございまして、この委員会を経たのち学校に対して指示、交付をしていきたいというふうに考えてございます。以上、第20号の内容の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第20号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎近藤委員

一応原則として1世帯登録とありますが、例えばこれは端末ということでしょうか。端末1つ登録ということでしょうか。

◎中畑事務局長

グループ長から、補足もあれば。

◎西村グループ長

端末、1端末でございます。そういうことで、学年が2年生と4年生がいた場合は、登録は1つの端末で1世帯ということでカウントしてございます。

◎近藤委員

これ例えば父親、母親両方ともという訳にはいかない、そういう登録はできないということですか。

◎西村グループ長

そういう方も中にはいますが、登録枠というのがありますので1人1世帯ということでお願いしております。

◎久保田教育長

1人しか認めていないということですね。

◎西村グループ長

はい。

◎中畑事務局長

登録数に制限がありまして、それによって契約の値段が段階的に変わっていくものですから、今のところは1世帯1人ということでやっております。

◎近藤委員

分かりました。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございますか。

◎松倉委員

学校側から連絡が配信された場合、読んでいるか読んでいないかのチェックというの
はできる、するのでしょうか。

◎中畑事務局長

メールを開いたときに確認ボタンというのがその画面に表示されておりまして、それを押すことによって既読が分かるというシステムになってございます。

◎久保田教育長

よろしいですか。

◎松倉委員

はい、分かりました。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

◎近藤委員

その確認がなかった場合にまた再度何か学校側から連絡するとかっていうことはあるんですか。そこまで追いかけるんですか。

◎西村グループ長

学校としては、読んだか読んでいないかの確認を取って、読まれていない場合については緊急の場合は通常どおり電話で連絡するというをやっています。

◎近藤委員

はい、分かりました。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

◎新田委員

今までのような電話での連絡網というのはもう使っていないということですか。

◎中畑事務局長

必ずしも全員が登録していただけないという状況もございますので、電話連絡網についてはそのまま並行して運用する形になります。

◎新田委員

電話でも回ってきてメールも回ってくる。

◎中畑事務局長

基本的にはそのようになります。

◎新田委員

どのぐらいの割合で登録されているんですか。

◎西村グループ長

小学校につきましては、299名中の276人の登録になっており、92%の登録となっております。中学校については、162名中74名の登録となって45%ということで中学校については更なる登録の依頼をかけるということになっております。

◎新田委員

はい。

◎久保田教育長

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、報告第20号は報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第20号新十津川町立学校メール連絡網実施基準(案)については報告のとおり了承されました。続きまして、報告第21号臨時代理の報告について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書15ページをお開き願います。1 報告事項、元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について。2 内容、別紙のとおりといたしまして次ページ、16ページに整理条文を掲載してございます。この内容といたしましては、19本の条例について条文中の元号を平成から令和に改めるものでございます。教育委員会に関係するものについては、別冊の報告第21号別冊のほうをご覧いただきたい訳ですが、2 ページの、2 ページ目の第11条、ここに新十津川町高等学校等遠距離通学費助成に関する条例の一部改正の部分がございます。これの附則の中で平成32年3月31日としているものを令和2年3月31日に改めるものでございます。この日付に関しましては、時限立法としてこの条例できているものですからその期限をうたっているものでございます。以上、この臨時代理の報告についての説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

報告第21号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

報告第21号は、報告のとおり了承することでご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、報告第21号臨時代理の報告については報告のとおり了承されました。続きまして、日程第5、議案審議を議題といたします。議案第3号新十津川町社会教育委員の委嘱について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書17ページをお開き願います。1 委嘱しようとする者、大山口英輝、中学校教頭でございます。2 任期、本日から平成32年3月31日まででございます。なお、この任期は前任の坂本前中学校教頭の残任期間でございます。提案理由を申し上げます。新十津川町社会教育委員に欠員が生じたので、新十津川町社会教育委員に関する条例第2条の規定により委員を委嘱することについて、議決を求めるものでございます。以上、議案第3号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第3号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、これより議案第3号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第3号新十津川町社会教育委員の委嘱については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第4号元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書19ページをお開き願います。内容につきましては、町条例の改正と同様の趣旨でございます。7本の教育委員会規則につきまして条文中の元号を平成から令和に改めるものでございます。附則といたしまして、この規則は、平成31年4月30日の翌日から施行するものでございます。20ページの提案理由について申し上げます。元号を改める政令の施行に伴い、所要の改正をする必要があるため、元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理について議決を求めるものであるとしております。21ページ以降につきましては、参考資料としまして新旧対照表を付けさせていただいておりますが、ご覧のとおり様式等について記述記載のところに平成と表記してある部分については空白にするというような内容でございます。以上、議案第4号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第4号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第4号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第4号元号を改める政令の施行に伴う関係規則の整理に関する規則の制定については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第5号新十津川町立学校職員研修費用負担金交付規程の一部改正について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

それでは、議案書37ページをお開き願います。こちらは訓令、規程の改正でございます。改正の趣旨については先ほどと同様に元号の部分を改めるためでございます。次ページでございますように別記様式第1号及び別記様式第3号の様式中、3研修期間にある元号を単に削除し空白に置き換える内容としてございます。附則といたしまして、この訓令は、平成31年4月30日の翌日から施行するものでございます。以上、議案第5号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第5号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

(「なし」という声あり。)

◎久保田教育長

これより議案第5号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第5号新十津川町立学校職員研修費用負担金交付規程の一部改正については原案のとおり可決されました。続きまして、議案第6号新十津川町長賞授与要綱の一部改正について事務局より説明願います。

◎中畑事務局長

議案書41ページをお開き願います。内容を申し上げます。これにつきましても元号の部分を改めるものでありまして、次ページにあります別記様式中生年月日の項にある元号を全て削除し空白に置き換える内容としてございます。附則といたしまして、この要綱は、平成31年4月30日の翌日から施行するものでございまして、提案理由につきましても第4号、第5号と同様でございます。以上、議案第6号の説明とさせていただきます。よろしくご審議いただき議決賜りますようお願い申し上げます。

◎久保田教育長

議案第6号の説明が終わりました。質疑はございませんか。

◎近藤委員

生年月日のこの明治とか大正、昭和、平成までもなくなるのですか。今後は、ずっと昭和何年とか書くことになるのか。

◎中畑事務局長

同様の改正を、繰り返すことのないように元号については手書きで書き入れてもらうという方向に変えさせていただいております。ご理解をいただきたいと思います。以上です。

◎近藤委員

分かりました。

◎久保田教育長

よろしいですか。ほかに質疑はございませんか。

◎久保田教育長

よろしいですか。

(「はい」という声あり。)

◎久保田教育長

それでは、議案第6号を採決いたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

◎久保田教育長

異議なしと認めます。したがって、議案第6号新十津川町長賞授与要綱の一部改正については原案のとおり可決されました。続きまして、日程第6、その他を議題といたします。事務局より提案ありますか。

◎中畑事務局長

ございません。

◎久保田教育長

それでは、以上をもちまして、平成31年第4回教育委員会定例会を閉会いたします。

(閉会 午後4時45分)

会議の顛末を記載し、その旨相違なきことを証するためにここに署名する。

会議録署名委員 新 田 右 子

会議録署名委員 荒 山 直 人